



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月31日(水)  
号外  
第24号

## 目次

### 規 則

- 栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 1
- 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正..... 10
- 保健師助産師看護師法施行細則の一部改正..... 10
- クリーニング業法施行細則の一部改正..... 19
- 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 19
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 32

**教育委員会**

- 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正..... 41
- 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 42
- 義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部改正..... 42
- 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定..... 47

## 規 則

### 栃木県規則第十八号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p style="text-align: center;">(文書等の様式)</p> <p><b>第二十四条</b> 次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">文 書 等 の 種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～三十五 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三十六 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三十七～八十九の三十七 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八十九の三十八 自動車</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 等 の 種 類	様 式	一～三十五 略		三十六 削除		三十七～八十九の三十七 略		八十九の三十八 自動車	略	<p style="text-align: center;">(文書等の様式)</p> <p><b>第二十四条</b> 次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">文 書 等 の 種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～三十五 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三十九 <u>納税証明書(県提出用)</u> (法第二十条の十の規定による証明書)</td> <td style="text-align: center;">別記様式第三十六号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三十七～八十九の三十七 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八十九の三十八 自動車</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 等 の 種 類	様 式	一～三十五 略		三十九 <u>納税証明書(県提出用)</u> (法第二十条の十の規定による証明書)	別記様式第三十六号	三十七～八十九の三十七 略		八十九の三十八 自動車	略
文 書 等 の 種 類	様 式																				
一～三十五 略																					
三十六 削除																					
三十七～八十九の三十七 略																					
八十九の三十八 自動車	略																				
文 書 等 の 種 類	様 式																				
一～三十五 略																					
三十九 <u>納税証明書(県提出用)</u> (法第二十条の十の規定による証明書)	別記様式第三十六号																				
三十七～八十九の三十七 略																					
八十九の三十八 自動車	略																				

税環境性能割災害免除 申請書 (条例第百五条の八 第二項 の規定によ る申請書)		税環境性能割・自動車 税種別割災害減免申請 書(条例第百五条の八 第三項及び条例第百十 四条第三項の規定によ る申請書)	
八十九の三十九〜九十七 略		八十九の三十九〜九十七 略	
九十八 自動車税種別割 災害減額申請書(条例 第百十四条第三項の規 定による申請書)	別記様式第九十八号	九十八から百一まで 割 除	
九十九から百一まで 割 除			
百二〜百四十 略		百二〜百四十 略	

別記様式第八号(二枚目)中「指定金融機関」を「金融機関」に改める。

別記様式第十四号中	氏名 (個人番号)	を	氏名	に改める。
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			

別記様式第二十二号から別記様式第二十四号の三までの規定中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
個人番号(法人にあつては、法人番号)」を「氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及  
び法人番号)」に改める。

別記様式第二十五号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
個人番号(法人にあつては、法人番号)」を

「氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及  
び法人番号)」に改め、同様式備考を訂正。

別記様式第二十八号中

法人番号・義務者番号 整理番号・特消番号・登録番号
------------------------------

を

課税番号・義務者番号 整理番号・登録番号
-------------------------

に

改める。

別記様式第33号

フリガナ		あ
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)		
個人番号 (法人にあつては、法人番号)		

フリガナ		い
氏名 (法人にあつては、名称、代表者氏名 及び法人番号)		

1 入札参加資格審査申請のため 2 栃木県の融資制度の融資申込みのため 3 資金の借入れ(栃木県の融資制度の融資申込みを除く。)のため 4 建設業許可申請(新規・更新)又はその変更届のため 5 酒類販売業免許申請のため 6 自動車の名義変更・抹消登録・所有権留保の解除のため 99 その他 ( )	え
---	---

1 入札参加資格審査申請のため 2 資金の借入れのため 3 建設業許可申請(新規・更新)又はその変更届のため 4 酒類販売業免許申請のため 5 自動車の名義変更・抹消登録・所有権留保の解除のため 6 補助金交付申請のため 7 広告掲載応募のため 8 公益法人の定期事業報告のため 99 その他 ( )	お 別記様式第34号を 別記様式第35号を
---	-----------------------------

様式備考4とし、別記様式備考2の次に次のように加える。

3 最近納付(納入)した場合は、領収証書を持参してください。

別記様式第33号を次のように改める。

別記様式第36号 削除

別記様式第50号を次のように改める。

別記様式第50号 (第24条関係) (その1)

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

第 年 月 日

納税者 住所 名称 様

栃木県 県税事務所長 印 したので、地方税法第55条第4項、第72条の

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり 42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。 よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

(事業税・特別法人事業税)

(県民税)

Table with columns for '摘要' (Summary), '課税標準額' (Tax Standard Amount), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), '事業(連結事業)年度' (Fiscal Year), '課税番号' (Tax Number), and '納付期限' (Payment Deadline). Rows include '所得金額総額' (Total Income), '所得割' (Income Tax), '付加価値' (Value Added), '資本割' (Capital Tax), '収入割' (Income Tax), '合計事業税額' (Total Business Tax), '特別法人事業税' (Special Business Tax), '加算金' (Addition), and '分割基準' (Division Basis).

この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。

(その2)

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

第 年 月 日

納税者  
住所  
名称 様

栃木県 県税務所長 印

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり  
42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。  
よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

摘 要		課税標準額	税率	税 額	県 税	課 税 番 号	
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 事 業 号	第 一 号	所得金額総額			事業(連結事業)年度		
		所得金額 年 万円以下の額					
		所得金額 年 万円超 万円以下の額					
	第 二 号	所得金額総額			法人税額又は 個別帰属法人税額 又は個別帰属法人税額(7) 又は個別帰属法人税額	法人税割額((ア)×%)	
		所得金額 年 万円を超え 万円以下の額					
		所得金額 軽減税率不適用法人の額					
	第 三 号	付加価値額総額			県民税の特定寄附金額 控除対象所得税額等 相当額等の控除額 外国の法人税額等 の額の控除額	仮装経理に基づく控除額	
		付加価値額					
		資本割	資本金等の額総額				
	第 四 号	収入割	収入金額総額			利子割額控除額	
		収入割	収入金額			差引法人税割額	
		所得割	所得金額総額			既に納付の確定した 当期分の法人税割額	
	第 五 号	付加価値割	付加価値額総額			租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 既還付請求利子割額が過 大である場合の納付額	
		付加価値割	付加価値額			納付法人税割額 ①	
		資本割	資本金等の額総額			算定期間中において事務所 等を有していた月数 (イ) 月	
第 六 号	収入割	収入金額総額			円×(イ)÷12		
	収入割	収入金額			既に納付の確定した 当期分の均等割額		
	均等割	均等割額			納付均等割額 ②		
合 計 事 業 税 額					納付県民税額(①+②)		
事業税の特定寄附金控除額					分 県 民 税		
仮装経理に基づく事業税額の控除額					本 県 分		
既に納付の確定した当期分の事業税額					総 数		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					割 事 業 税		
納 付 事 業 税 額					区 分 固 定 資 産		
特 別 法 人 事 業 税	第 一 号	所得割に係る特別法人事業税額			本 県 分		
		収入割に係る特別法人事業税額					
	第 二 号	所得割に係る特別法人事業税額			総 数	発 電 所 の 固 定 資 産	
		収入割に係る特別法人事業税額					
	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額	本 県 分					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					準 総 数		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額					申 告 書 提 出 期 限		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					申 告 書 提 出 日		
納 付 特 別 法 人 事 業 税 額					法 人 税 処 理 日		
加 算 金	摘 要	加算金の基礎となる税額	割合	加 算 金 額	修 正 申 告 年 月 日		
		過 少 申 告 加 算 金			納 期 限		
	重 加 算 金			納 付 場 所			
(計)							
更正等の理由							
〔この欄には、「この処分不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。〕							

別記様式第五十一号中「申付書送付先」を「納付書送付先」に改める。

別記様式第七十四号、別記様式第七十五号、別記様式第八十号、別記様式第八十二号、別記様式第八十四号、別記様式第八十九号の二十一、別記様式第八十九号の二十五及び別記様式第八十九号の三十中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
個人番号（法人にあつては、法人番号）」を「氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び法人番号）」

に改める。

別記様式第八十九号の三十八を次のように改める。

別記様式第89号の38 (第24条関係)

自動車税環境性能割災害免除申請書	
年 月 日	
栃木県自動車税事務所長 様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
次のとおり自動車税環境性能割の免除を受けたいので申請します。	
年 度	
税 額	
被災自動車等の登録番号	
代替自動車の登録番号	
代替自動車の 取得年月日	
免除を必要とする 事 由	
免除を必要とする 事由の発 生 年 月 日	

備考 免除を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第九十三号表画枠「(指定金融機関)を「(金融機関)に改める。

別記様式第九十号表 「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」を  
個人番号(法人にあつては、法人番号)」を

氏名〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及  
び法人番号〕に改め、画枠の種類を次のように改める。

備考 課税免除の対象となることを証する書類を添付してください。

別記様式第九十八号から別記様式第九十号までを次のように改める。



別記様式第98号 (第24条関係)

自動車税種別割災害減額申請書	
年 月 日	
栃木県自動車税事務所長 様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び法人番号)	
年 月 日付けで賦課された 年度自動車税種別割について、減額を受けたいので、次のおり申請します。	
年 税 額 又 は 税 額	
登 録 番 号	
自 動 車 の 価 額	
修 繕 費	
減 額 を 必 要 と す る 事 由	

備考 減額を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第99号から別記様式第101号まで 削除

別記様式第99号中 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
個人番号（法人にあつては、法人番号）」を

氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び法人番号）に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 減免を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第100号中 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
個人番号（法人にあつては、法人番号）」を

氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び法人番号）に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 減免を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第101号及び別記様式第102号中 「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
個人番号（法人にあつては、法人番号）」を

氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び法人番号）に改める。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

栃木県規則第十九号

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年栃木県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中 氏名（名称及び代表者名）個人番号（法人番号）」を 氏名（名称、代表者名及び法人番号）に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（税務課）

栃木県規則第二十号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

※登録番号						※欄は記入しないでください。
※登録年月日		年		月		日

准看護師免許申請書

		年		月		日	施行
第		回	県試験合格				
受験地 コード		受験番号					

収 入 証 紙 欄
-----------

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)  
有・無 \_\_\_\_\_
- 2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 (有の場合、違反の事実及び年月日)  
有・無 \_\_\_\_\_
- 3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無 (有の場合、出願時の本籍又は氏名)  
有・無 \_\_\_\_\_
- 4 旧姓併記の希望の有無  
有・無 \_\_\_\_\_

上記により、准看護師免許を申請します。

年 月 日

住 所	
-----	--

フリガナ	(氏)	(名)
氏 名	----- (旧姓)	-----
通称名		

性 別	男 女	※ コード	
-----	-----	----------	--

生年月日		年		月		日	本 籍 (国籍)		都道府県	※本籍 コード	
------	--	---	--	---	--	---	-------------	--	------	------------	--

電 話	
-----	--

栃木県知事 様

別記様式第2号 (第2条関係)

※訂正書換 交付年月日		年		月		日
----------------	--	---	--	---	--	---

※欄は記入しないで  
ください。

准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書

収 入 証 紙 欄
-----------

登録番号	第	号				
登録年月日		年		月		日

変更を生じた事項

変更前	本籍 (国籍)						フリガナ				性別
	生年月日		年		月		日	氏名			男女

変更後 (第1回)	変更の由				※コード		本籍 (国籍)	都道府県	※コード		性別	男女
	フリガナ	(氏)					(名)					
	氏名	----- (旧姓)					-----					
	旧姓併記の希望の有無	有 ・ 無										
	通称名											
	生年月日		年		月		日					

変更後 (第2回)	変更の由				※コード		本籍 (国籍)	都道府県	※コード		性別	男女
	フリガナ	(氏)					(名)					
	氏名	----- (旧姓)					-----					
	旧姓併記の希望の有無	有 ・ 無										
	通称名											
	生年月日		年		月		日					

上記のとおり籍の登録事項に変更を生じたので、戸籍謄(抄)本を添えて准看護師籍訂正・免許証書換交付を申請します。

年 月 日

住所											
氏名											
電話											

栃木県知事 様

別記様式第3号 (第2条関係)

※抹消年月日		年		月		日	※欄は記入しないでください。
--------	--	---	--	---	--	---	----------------

准看護師籍登録抹消申請書

登録番号	第	号	登録年月日		年		月		日
------	---	---	-------	--	---	--	---	--	---

登録者の本籍 (国籍)		都道府県
----------------	--	------

フリガナ	
登録者の氏名	

登録者の 生年月日		年		月		日
--------------	--	---	--	---	--	---

抹消理由の 生じた年月日		年		月		日
-----------------	--	---	--	---	--	---

抹消理由		※ コード	
------	--	----------	--

上記により准看護師籍の登録を抹消されたく免許証及び関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住所			
氏名		登録者 との続柄	
電話			

栃木県知事 様

別記様式第4号 (第2条関係)

※再 年	交 月	付 日		年		月		日
---------	--------	--------	--	---	--	---	--	---

※欄は記入しないでください。

准看護師免許再交付申請書

登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年	月 日

本 籍	都道府県				
フリガナ					
氏 名					
旧 姓 又 は 通 称 名					
生 年 月 日	年	月	日		

免許資格取得	年 月 日施行				
	第 回	県試験合格			

上記の准看護師免許証を（亡失・損傷）したので、関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。  
年 月 日

住 所			
氏 名			
電 話			※理由 コード

栃木県知事 様

収 入 証 紙 欄
-----------

別記様式第七号から別記様式第九号までを次のように改める。

別記様式第7号(第3条関係)

※修了登録 年 月 日		年		月		日
----------------	--	---	--	---	--	---

※欄は記入しないでください。

准看護師再教育研修修了登録申請書

収 入 証 紙 欄
-----------

登録番号	第	号				
登録年月日		年		月		日

1 准看護師再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開 始 年 月 日					修 了 年 月 日						
	年		月		日		年		月		日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助 言 指 導 者 の 氏 名

上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。

年 月 日

住 所	
-----	--

フリガナ	(氏)	(名)
氏 名		

性 別	男 女	※ コード	
-----	-----	----------	--

生 年 月 日		年		月		日	本 籍 (国籍)	都道 府県	※本籍 コード
---------	--	---	--	---	--	---	-------------	----------	------------

電 話	
-----	--

栃木県知事 様



別記様式第8号 (第4条関係)

※書換交付日 年 月 日		年		月		日
-----------------	--	---	--	---	--	---

※欄は記入しないでください。

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

登録番号	第 号					
登録年月日		年		月		日
再教育研修修了登録年月日		年		月		日

収 入 証 紙 欄

変更を生じた事項

変更前	本 籍 (国籍)						都道府県	フリガナ			性別
	生年月日		年		月		日	氏 名			男女

変更後(第1回)	変更の由						※コード		本 籍 (国籍)		都道府県	※コード		性別	男女
	フリガナ	(氏)					(名)								
	氏 名														
	生年月日		年		月		日								

変更後(第2回)	変更の由						※コード		本 籍 (国籍)		都道府県	※コード		性別	男女
	フリガナ	(氏)					(名)								
	氏 名														
	生年月日		年		月		日								

上記のとおり准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたので、関係書類を添えて准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

年 月 日

住 所											
氏 名											
電 話											

栃木県知事 様

別記様式第9号 (第5条関係)

※再 年	交 月	付 日		年		月		日
---------	--------	--------	--	---	--	---	--	---

※欄は記入しないでください。

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

登録番号	第 号						
登録年月日		年		月		日	
再教育研修修了登録年月日		年		月		日	

収 入 証 紙 欄
-----------

本 籍	都道府県					
フリガナ						
氏 名						
生 年 月 日		年		月		日

上記の准看護師再教育研修修了登録証を（亡失・損傷）しましたので、関係書類を添えて准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所						
氏 名						
電 話					※理由 コード	

栃木県知事 様

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(医療政策課)

栃木県規則第二十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号中 「本籍地」を「住所」に改め、同様式備考に次のように加える。

氏名 氏名 旧姓又は通称名

- 3 「旧姓又は通称名」欄については、旧姓又は通称名の併記を希望する場合にのみ記入すること。

別記様式第七号中 「住所」を「住所」に改める。

氏名 氏名 旧姓又は通称名

別記様式第八号中 「本籍地」を「本籍地」に改める。

氏名 氏名 旧姓又は通称名

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県規則第二十二号

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和三十四年栃木県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休場日)</p> <p><b>第二条</b> 射撃場の休場日は、次のとおりとする。ただし、知事が必要であると認めるとき又は条例第四条の二第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要であると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。</p> <p>一 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定す</p>	<p><del>第二条</del> 削除</p>

る休日にあたるときは、その翌日)

二 十二月二十八日から翌年一月三日までの日

(利用時間)

**第二条の二** 射撃場の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認められた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

(利用許可の申請等)

**第三条** 条例第二条第一項の規定により同項に規定する有料施設等（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者（次条の規定により専用して利用しようとする者を除く。）は、栃木県ライフル射撃場利用許可申請書（別記様式第一号）を指定管理者に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフル射撃場利用券（別記様式第二号）の交付を受けなければならない。

2 前項において許可された時間を超えて有料施設等を利用しようとする者は、栃木県ライフル射撃場超過利用許可申請書（別記様式第三号）を指定管理者に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフル射撃場超過利用券（別記様式第四号）の交付を受けなければならない。

(専用利用許可の申請等)

**第四条** 有料施設等を専用して利用しようとする者（その者が二人以上の場合、代表者）は、栃木県ライフル射撃場専用利用許可申請書（別記様式第五号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の専用利用許可の申請は、当該利用日（二日以上利用しようとするときは、その初日）の四箇月前から一箇月前まで受け付けるものとする。

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第一項の申請について許可をしたときは、栃木県ライフル射撃場専用利用許可通知書（別記様式第六号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(許可事項の変更承認申請等)

**第五条** 条例第二条第三項の規定により許可を受けた事項の変更承認を受けようとする者は、栃木県ライフル射撃場利用許可変更承認申請書（別記様式第七号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、栃木県ライフル射撃場利用許可変更承認書（別記様式第八号）を同項の申請者に交付するものとする。

(利用許可の申請等)

**第三条** 条例第二条第一項の規定により射撃場

を利用しようとする者（次条の規定により専用して利用しようとする者を除く。）は、栃木県ライフル射撃場利用許可申請書（別記様式第一号）を知事に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフル射撃場利用券（別記様式第二号）の交付を受けなければならない。

2 前項において許可された時間を超えて射撃場を利用しようとする者は、栃木県ライフル射撃場超過利用許可申請書（別記様式第三号）を知事に提出し、使用料を納入し、栃木県ライフル射撃場超過利用券（別記様式第四号）の交付を受けなければならない。

(専用利用許可の申請等)

**第四条** 射撃場を専用して利用しようとする者（その者が二人以上の場合、代表者）は、栃木県ライフル射撃場専用利用許可申請書（別記様式第五号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の専用利用許可の申請は、当該利用日（二日以上利用しようとするときは、その初日）の四箇月前から一箇月前まで受け付けるものとする。

3 知事は、第一項の申請について許可をしたときは、栃木県ライフル射撃場専用利用許可通知書（別記様式第六号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(許可事項の変更承認申請等)

**第五条** 条例第二条第三項の規定により許可を受けた事項の変更承認を受けようとする者は、栃木県ライフル射撃場利用許可変更承認申請書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは、栃木県ライフル射撃場利用許可変更承認書（別記様式第八号）を同項の申請者に交付するものとする。

る。  
 3 条例第二条第一項の規定による許可を受けた者は、有料施設等の利用を取り消すときは、栃木県ライフル射撃場利用取消届出書（別記様式第八号の二）を指定管理者に提出しなければならない。

（専用利用の日数）  
**第六条** 有料施設等の専用利用の場合における利用日数は、六日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（附属設備の使用料）  
**第六条の二** 条例別表2附属設備使用料の部に規定する規則で定める附属設備及び規則で定める額は、別表のとおりとする。

（専用利用の場合の使用料の納入）  
**第七条** 専用利用の場合の使用料は、第四条第三項の通知書を受理後知事が定める納期限までに納入しなければならない。

（許可証の提示）  
**第九条** 有料施設等を利用しようとする者は、利用許可の申請（ビーム・ライフル又はビーム・ピストルに係るものを除く。）の際銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）に規定する許可証を指定管理者に提示しなければならない。ただし、専用利用の許可（ビーム・ライフル又はビーム・ピストルに係るものを除く。）を受け有料施設等を利用しようとする者は、入場の都度当該許可証を提示しなければならない。

（遵守事項）  
**第十条** 条例第二条第一項の規定による許可（ビーム・ライフル又はビーム・ピストルに係るものを除く。）を受けた者は次の各号に掲げる事項を、射撃場に入場した者は第四号から第六号までに掲げる事項を守らなければならない。  
 一 略  
 二 常に銃器、弾薬の保全に留意し、射撃を行わないときは、指定管理者の指定する場所に責任をもつて保管すること。  
 三・四 略  
 五 射撃場の施設（附属設備及び備品を含む。）を滅失し、破損し、又は汚損したときは指定管理者に届け出て、その指示を受けること。  
 六 略

（職員の立入り）  
**第十条の二** 指定管理者は、射撃場の管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている有

る。

（専用利用の日数）  
**第六条** 射撃場の専用利用の場合における利用日数は、六日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（専用利用の場合の使用料の納入）  
**第七条** 専用利用の場合の使用料は、第四条第三項の通知書を受理後直ちに納入しなければならない。

（許可証の提示）  
**第九条** 射撃場を利用しようとする者は、利用許可の申請の際銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）に規定する許可証を知事に提示しなければならない。ただし、専用利用の許可を受け射撃場を利用しようとする者は、入場の都度当該許可証を提示しなければならない。

（遵守事項）  
**第十条** 条例第二条第一項の規定による許可を受けた者は次の各号に掲げる事項を、射撃場に入場した者は第四号から第六号までに掲げる事項を守らなければならない。  
 一 略  
 二 常に銃器、弾薬の保全に留意し、射撃を行わないときは、知事の指定する場所に責任をもつて保管すること。  
 三・四 略  
 五 射撃場の建物、施設及び物品を滅失し、破損し、又は汚損したときは知事に届け出て、その指示を受けること。  
 六 略

（職員の立入り）

料施設等に職員を立ち入らせることができる。

(原状回復の報告)

**第十条の三** 条例第七条の規定により利用に係る有料施設等を原状に回復した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(書類の経由)

**第十二条** この規則の規定により知事に提出する書類は、指定管理者を経由しなければならない。

(利用日等)

**第十二条** 射撃場の利用日は、次に掲げる日以外の日とし、利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

一 年末年始（十二月二十八日から翌年一月三日まで）

二 毎週月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条第一項の休日に当たる場合は、その翌日）

三 毎週第四火曜日（当該日が前号の休日に当たる場合は、その翌日）

四 その他知事が必要と認める日

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条の2関係）

名 称	区 分	使 用	料
移 動 標 的	一 般 利 用	1人1日につき	1,100円
	専 用 利 用	半日につき	5,500円
		1日につき	11,000円

備考

- 「専用利用」とは、第三射場を一括して利用する場合をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは、午前9時から正午まで又は正午から午後5時までをいう。

別記様式第1号中「栃木県知事」を「指定管理者」とし

利用する射撃施設及び使用する銃砲の種類〔銃砲所持許可番号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕
移 動 標 的	1 使用する（ 走行）	2 使用しない

※使用する射座	番
利用しようとする 期日及び時間	年 月 日 時 分から 時間
※使 用 料	円

利用する 射撃施設 及び使用 する銃砲 の種類 〔銃砲所 持許可番 号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕 3 ビーム・ライフル 4 ビーム・ピストル
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕 4 散弾銃以外の滑腔銃〔第 号〕 5 エアー・ライフル〔第 号〕
移 動 標 的	1 使用 する	2 使用 しない
※使用する射座	番	
利用しようとする 期日及び時間	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 時間	
※使 用 料	円	

と各々。

利用する 射撃施設 及び使用 する銃砲 の種類 〔銃砲所 持許可番 号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕

司記警招練川中母

		3 散弾銃〔第 号〕	
移 動 標 的	1 使用する ( 走行)	2 使用しない	
使 用 す る 射 座	番		
利 用 日 及 び 時 間	年 月 日 時 分 から 時間		
使 用 料	円		
領 収 の 確 認			
備 考			
栃 木 県			

せ

「

利用する 射撃施設 及び使用 する銃砲 の種類 〔銃砲所 持許可番 号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕 3 ビーム・ライフル 4 ビーム・ピストル
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕 4 散弾銃以外の滑腔銃〔第 号〕 5 エアー・ライフル〔第 号〕
移 動 標 的	1 使用する	2 使用しない
使 用 す る 射 座	番	
利 用 日 及 び 時 間	年 月 日 ( 曜日) 時 分 から 時間	
使 用 料	円	
領 収 の 確 認		
備 考		

とせぬ。

司記警招練川中母「栃木県知事」せ「指定管理者」せ



利用する射撃施設及び使用する銃砲の種類〔銃砲所持許可番号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕
移動標的	1 使用する ( 走行)	2 使用しない
※使用する射座	番	
利用しようとする期日及び時間	年 月 日 時 分から 時間	
※使用料	円	

※

利用する射撃施設及び使用する銃砲の種類〔銃砲所持許可番号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕 3 ビーム・ライフル 4 ビーム・ピストル
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕 4 散弾銃以外の滑腔銃〔第 号〕 5 エアー・ライフル〔第 号〕
移動標的	1 使用する	2 使用しない
※使用する射座	番	
利用しようとする	年 月 日 ( 曜日)	

に各々。

期 日 及 び 時 間	時 分 から 時 間
※使 用 料	円

利用する 射撃施設 及び使用 する銃砲 の種類 〔銃砲所 持許可番 号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕
移 動 標 的	1 使用する ( 走行)	2 使用しない
使 用 す る 射 座	番	
利 用 日 及 び 時 間	年 月 日 時 分 から 時 間	
使 用 料	円	
領 収 の 確 認		
備 考		
栃 木 県		

別紙第1号第4号

せ

利用する 射撃施設 及び使用 する銃砲 の種類 〔銃砲所 持許可番 号〕	1 第一射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ライフル〔第 号〕 3 エアー・ピストル〔第 号〕 4 ピストル〔第 号〕
	2 第二射場	1 エアー・ライフル〔第 号〕 2 エアー・ピストル〔第 号〕 3 ビーム・ライフル 4 ビーム・ピストル
	3 第三射場	1 スモールボア・ライフル〔第 号〕 2 ラージボア・ライフル〔第 号〕 3 散弾銃〔第 号〕 4 散弾銃以外の滑腔銃〔第 号〕 5 エアー・ライフル〔第 号〕

とせぬ。

移動標的	1 使用する	2 使用しない
使用する射座	番	
利用日及び時間	年 月 日 (曜日) 時 分から 時間	
使用料	円	
領収の確認		
備考		

「栃木県知事」及び「指定管理者」に

利用期間	(第1希望)		
	年 月 日 (曜日)	時 分から	時 分まで
	(第2希望)		
	年 月 日 (曜日)	時 分から	時 分まで
利用射撃施設名	1 第一射場	2 第二射場	3 第三射場
移動標的	1 使用する		2 使用しない

と

利用期間	年 月 日 (曜日) 時 分から		
	年 月 日 (曜日) 時 分まで		
利用射撃施設名	1 第一射場	2 第二射場	3 第三射場
移動標的	1 使用する (日)		2 使用しない

に定める回数に (日) に

備考
( 走行)
( 走行)
( 走行)
( 走行)
( 走行)
( 走行)

備考

( 走行)	を	
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		
( 走行)		

に定める回数に(載)を記入する。

前記募集案内中の「栃木県知事」を「指定管理者」に

年 月 日 ( 曜)	時 分	から
年 月 日 ( 曜)	時 分	まで
1 第一射場	2 第二射場	3 第三射場
1 使用する		2 使用しない
人		
円		

を

年 月 日 ( 曜日)	時 分	から
年 月 日 ( 曜日)	時 分	まで
1 第一射場	2 第二射場	3 第三射場
1 使用する ( 日)		2 使用しない
人		

に定める。

円	納付期限	年月日
---	------	-----

別記様式第七号中「栃木県知事」を「指定管理者」と、「年 月 日付け」を「年 月 日付け第 号」と改める。

別記様式第八号中「栃木県知事」を「指定管理者」と改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第8号の2 (第5条関係)

栃木県ライフル射撃場利用取消届出書

年 月 日

指定管理者 様

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で許可のあつた の利用について次の理由により取り  
消すこととしたので届け出ます。

取 消 理 由	
---------	--

(注) 利用券又は専用利用許可通知書(変更の承認を受けている場合は、利用券又は専用利用許可通知書及び利用許可変更承認書)を添付すること。

別記様式第六号中

利 用 期 間	年 月 日 ( 曜 )	時 分 从 从
	年 月 日 ( 曜 )	時 分 从 从

を

許可年月日等

年 月 日 第 号

利 用 期 間

年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 从 从  
年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 从 从

に改める。

別記様式第十号中

許 可 年 月 日	年 月 日
利 用 の 目 的	
既納付使用料の額	円
還 付 請 求 額	円
還 付 を 受 け よ う と す る 理 由	
備 考	

を

許可年月日等

年 月 日 第 号

利 用 期 間

年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 从 从  
年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 从 从

利 用 の 目 的

既納付使用料の額

還 付 請 求 額

支 払 口座振替

金 融 機 関 名

口 座 番 号

普 通 ・ 当 座

に改める。

方		預金口座名義
法	その他	
	還付を受けようとする理由	
備	考	

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

栃木県規則第二十三号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成五年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請等)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の三箇月前の日の属する月の初日から末日までとする。ただし、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリア若しくは栃木県総合運動公園東エリアの施設等を専用利用しようとするとき又は指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(附属施設及び器具の使用料)</p> <p><b>第十三条</b> 条例別表3<u>栃木県グリーンスタジアム使用料の部、同表7</u>栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部及び同表8<u>栃木県総合運動公園東エリア使用料の部</u>に規定する附属設備及び器具の使用料は、別表第三のとおりとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p><b>第十四条</b> 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び<u>栃木県総合運動公園北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリア</u>の利用者は、第五条第三</p>	<p>(許可の申請等)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の三箇月前の日の属する月の初日から末日までとする。ただし、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリア</u>の施設等を専用利用しようとするとき又は指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(附属施設及び器具の使用料)</p> <p><b>第十三条</b> 条例別表3<u>栃木県グリーンスタジアム使用料の部及び同表8</u>栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部に規定する附属設備及び器具の使用料は、別表第三のとおりとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p><b>第十四条</b> 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び<u>栃木県総合運動公園北・中央エリア</u>の利用者は、第五条第三</p>





栃木県 総合運動公園 北・中央 エリア	技場の会議室及びラウンジにあつては午前8時30分から午後9時まで、武道館並びに武道館及び合宿所の会議室、師範室並びに控室にあつては午前9時から午後9時まで、合宿所にあつては午前0時から午後12時まで（1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前0時から午前10時まで）	技場の会議室及びラウンジにあつては午前8時30分から午後9時まで、武道館並びに武道館及び合宿所の会議室、師範室並びに控室にあつては午前9時から午後9時まで、合宿所にあつては午前0時から午後12時まで（1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前0時から午前10時まで）	栃木県 総合運動公園 北・中央 エリア	技場の会議室及びラウンジにあつては午前8時30分から午後9時まで、武道館並びに武道館及び合宿所の会議室、師範室及び控室にあつては午前9時から午後9時まで、合宿所にあつては午前0時から午後12時まで（1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前0時から午前10時まで）	技場の会議室及びラウンジにあつては午前8時30分から午後9時まで、武道館並びに武道館及び合宿所の会議室、師範室及び控室にあつては午前9時から午後9時まで、合宿所にあつては午前0時から午後12時まで（1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前0時から午前10時まで）
	栃木県 総合運動公園 東エリア	午前9時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	

別表第3に次のように加える。

	放送設備	メインアリーナ	1時間につき	500円
		サブアリーナ	1時間につき	500円
	ポータブルス	メインアリーナ	1日1回につき	10,000円

栃木県総合運動公園  
東エリ

テ ー ジ	サブアリーナ		1日1回につき	10,000円	
	フ ロ ア シ ー ト	メインアリーナ		1日1回につき	3,000円
		サブアリーナ		1日1回につき	3,000円
	可 動 席		1日1回につき	25,000円	
	3 F 観客席		1日1回につき	20,000円	
	4 F 観客席		1日1回につき	10,000円	
	大型電光表示装置		1時間につき	1,000円	
	電 光 得 点 シ ス テ ム	メインアリーナ		1時間につき	500円
		サブアリーナ		1時間につき	500円
	照 明	メ イ ン ア リ ー ナ	1 / 3 灯	1時間につき	1,000円
			1 / 2 灯	1時間につき	1,500円
			全 灯	1時間につき	2,000円
	設 備	サ ブ ア リ ー ナ	1 / 2 灯	1時間につき	500円
2 / 3 灯			1時間につき	700円	
全 灯			1時間につき	1,000円	
備	屋 内 水 泳 場	1 / 3 灯	1時間につき	700円	
		2 / 3 灯	1時間につき	1,000円	
		全 灯	1時間につき	1,500円	
空 調	メインアリーナ		1時間につき	12,000円	

	設備	サブアリーナ	1時間につき	5,000円
		競泳競技大会用備品	1時間につき	1,000円
		飛込競技大会用備品	1時間につき	1,000円
		アーテイスティック競技大会用備品	1時間につき	1,000円
		水球競技大会用備品	1時間につき	1,000円
		スター台	1時間につき	1,000円

別表第四栃木県体育館の項を参照。  
別記様式第一号(その1)中

利用施設	運動施設	A 本館 B 別館 C 弓道場 D プール館(大プール) E プール館(小プール)	を
	会議室	F 本館(大会議室) G 本館(小会議室) H プール館会議室 I 武道館(大会議室) J 武道館(小会議室)	
	附属設備及び器具	K フロアシート L フットライト(列) M ボーダーライト(列) N ホリゾントライト(列) O シーリングライト(列) P スポットライト(列) Q フロア照明(1/2灯) R フロア照明(3/4灯) S フロア照明(全灯)	
	その他		

利用施設	A 弓道場 B 武道館(大会議室) C 武道館(小会議室) D その他( )	を
------	---	---

なお、回線料(をらわ)を、回線料(をらく)を回線料(をらわ)より、回線料(をらふ)中

利用日時	年 月 日 到着 時 分	泊 日	を
	年 月 日 退所 時 分		

利用日時	年 月 日 到着 時 分	泊 日	を
	年 月 日 退所 時 分		

利 用 施 設	A 合宿所	B 会議室1	C 会議室2
---------	-------	--------	--------

故め、回覧紙(その五)を回覧紙(その八)とし、回覧紙に次のものを加える。

(その9)

利 用 許 可 申 請 書

指定管理者 様

年 月 日

申請者 住氏 所名 ( )  
 法人あは、主たる  
 事務にの所在地及び名称  
 並びに代表者の氏名  
 担当者 ( )  
 電話 ( )

次のとおり栃木県総合運動公園東エリアの利用をしたいので申請します。

行事等の名称

利用目的

利用日時

年 月 日 ( 曜日 )

午前 時から 午後 時まで 計 時間

内 訳	利用施設名	利 用 時 間
		時から 時まで 計 時間
		時から 時まで 計 時間

運動施設	A メインアリーナ	{ a 全部の利用 b 3/4の利用 } { c 1/2の利用 d 1/4の利用 } { a 全部の利用 b 1/2の利用 } { c 多目的スタジオ A 全部の利用 } { b 多目的スタジオ A 1/2の利用 } { c 多目的スタジオ B } { a 50メートルプール 全コース b 50メートルプール コース } { c 25メートルプール 全コース d 25メートルプール コース } { e ドライランド }
	B サブアリーナ	
	C 多目的スタジオ	
	D 屋内水泳場	
	E 体育館分館	

利用施設 会議室、貴賓室、控室、ロビー	F 会議室	{ a 屋内水泳場会議室1 b 屋内水泳場会議室2 } { c 屋内水泳場会議室3 d 屋内水泳場会議室4 } { e 屋内水泳場会議室5 f 屋内水泳場会議室6 } { g メインアリーナ会議室7 h メインアリーナ会議室8 } { i メインアリーナ会議室9 j メインアリーナ会議室10 } { k メインアリーナ大会議室 } { l メインアリーナ大会議室 } { m メインアリーナ大会議室 } { n メインアリーナ大会議室 } { a 審判控室1 b 貴賓室 } { H 貴賓室 } { I ロッカールーム }
	G 控室	
	H 貴賓室	
	I ロッカールーム	

附属設備 及び器具	J 放送設備	{ a メインアリーナ b サブアリーナ } { a メインアリーナ b サブアリーナ } { a メインアリーナ b サブアリーナ } { a メインアリーナ b サブアリーナ } { a メインアリーナ1/3灯 b サブアリーナ1/2灯 } { b メインアリーナ1/2灯 d サブアリーナ全灯 } { c メインアリーナ全灯 f サブアリーナ全灯 } { e サブアリーナ2/3灯 h 屋内水泳場2/3灯 } { g 屋内水泳場1/3灯 } { i 屋内水泳場全灯 }
	K ポータブルステージ	
	L フロアシート	
	M 可動席 N 3F観客席 O 4F観客席 P 大型電光表示装置	
	Q 電光得点システム	
	R 照明設備	
	S 空調設備	
	T 競泳競技大会用備品 U 飛込競技大会用備品	
	V アーティストアイツク競技大会用備品 W 水球競技大会用備品 X スタート台	

その他

利用区分	A アマチュアスポーツに利用する場合	a 入場料を徴収しない場合
		b 入場料を徴収する場合 (入場料最高額 円)
	B アマチュアスポーツ以外に利用する場合	a 入場料を徴収しない場合
		b 入場料を徴収する場合 (入場料最高額 円)

利用者区分 A 高校生等以下 B その他の者

入場予定人員	総人員	人	内 訳	競技者	観客	その他	人
--------	-----	---	-----	-----	----	-----	---

備考  
 1 利用施設、利用区分及び利用者区分の欄は、該当する記号に○を付けること。  
 2 利用施設により利用時間が異なる場合は、利用日時の内訳の欄にその内容を記入すること。

別添資料第11号(その1) ㊦

利 用 施 設	運動施設	A 本館 D プール館(大プール)	B 別館 E プール館(小プール)	C 弓道場	
	会議室	F 本館(大会議室) I 武道館(大会議室)	G 本館(小会議室) J 武道館(小会議室)	H プール館会議室	
	附属設備 及び器具	K フロアシート L フットライト(列) M ボーダーライト(列) N ホリゾンライト(列) O シーリングライト(列) P スポットライト(列) Q フロア照明(1/2灯) R フロア照明(3/4灯) S フロア照明(全灯)			
	その他				

利用施設	A 弓道場 C 武道館(小会議室)	B 武道館(大会議室) D その他( )
------	----------------------	-------------------------

改め、別添資料(その2)を別添資料(その3)と別添資料(その4)とし、別添資料(その5)を

利 用 日 時	年 月 日到着 時 分	泊 日
	年 月 日退所 時 分	

利 用 日 時	年 月 日到着 時 分	泊 日
	年 月 日退所 時 分	
利 用 施 設	A 合宿所 B 会議室1 C 会議室2	

改め、別添資料(その6)を別添資料(その7)とし、別添資料に次のように加える。

(その9)

利 用 許 可 書

第 年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付で申請のあった栃木県総合運動公園東エリアの利用を次のとおり許可します。

行事等の名称			
利用目的			
利用日時	年 月 日 ( 曜日)		
	午前	午前	計 時間
	午後	午後	計 時間
内 訳	利用施設名	利 用 時 間	
		時から	時まで 計 時間
		時から	時まで 計 時間
運動施設	A	メインアリーナ	{ a 全部の利用 b 3/4の利用 } { c 1/2の利用 d 1/4の利用 } { a 全部の利用 b 1/2の利用 } { b 多目的スタジオA全部の利用 } { c 多目的スタジオA 1/2の利用 } { d 多目的スタジオB } { e 50メートルプール全コース b 50メートルプール コース } { c 25メートルプール全コース d 25メートルプール コース } { e ドライランド }
	B	サブアリーナ	
	C	多目的スタジオ	
	D	屋内水泳場	
	E	体育館分館	
会議室、貴賓室、控室及びロッカールーム	F	会議室	{ a 屋内水泳場会議室1 b 屋内水泳場会議室2 } { c 屋内水泳場会議室3 d 屋内水泳場会議室4 } { e 屋内水泳場会議室5 f メインアリーナ会議室6 } { g 屋内水泳場会議室7 h メインアリーナ会議室8 } { i メインアリーナ会議室9 j メインアリーナ会議室10 } { k メインアリーナ大会議室全部の利用 } { l メインアリーナ大会議室5の利用 } { m メインアリーナ大会議室3の利用 } { n メインアリーナ大会議室1/5の利用 } { a 控室1 b 控室2 } { a 貴賓室1 b 貴賓室2 } { a ロッカー1 b ロッカー2 }
	G	控室	
	H	貴賓室	
附属設備及び器具	J	放送設備	{ a メインアリーナ b サブアリーナ } { a メインアリーナ b サブアリーナ } { a メインアリーナ b サブアリーナ } { a 可動席 N 3 F 観客席 O 4 F 観客席 P 大型電光表示装置 } { a メインアリーナ b サブアリーナ } { a 照明設備 b 照明設備 } { a 1/3灯 b 1/2灯 } { c 1/2灯 d サブアリーナ1/2灯 } { e 1/3灯 f サブアリーナ全灯 } { g 1/3灯 h 屋内水泳場2/3灯 } { a 屋内水泳場全灯 b サブアリーナ } { a 屋内水泳場全灯 b サブアリーナ } { a 屋内水泳場全灯 b サブアリーナ }
	K	ポータブルステージ	
	L	フロアシート	
	M	可動席	
	N	観客席	
	O	大型電光表示装置	
	P	照明設備	
	Q	電光得点システム	
	R	照明設備	
	S	空調設備	
T	競泳競技大会用備品		
U	飛込競技大会用備品		
V	アーテイスティック競技大会用備品		
W	水球競技大会用備品		
X	スタート台		
その他			
使用料	円	納付期限	年 月 日
許可の条件			
利用上の注意	1 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。		



附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第二号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(課、室及び担当)</p> <p><b>第二条</b> 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 室 名</th> <th style="text-align: center;">担 当 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総 務 課</td> <td style="text-align: center;">企画調整担当、教育政策担当、ICT教育推進担当、高校再編推進担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p><b>第三条</b> 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇 十五 略</p> <p><u>十六</u> 学校教育の情報化に関すること。</p> <p>十七 〇 二十二 略</p> <p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p><b>第十条</b> スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇 八 略</p> <p>九 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び<u>栃木県立県北体育館</u>に関すること。</p> <p>十 〇 十三 略</p> <p><u>十四</u> 栃木県総合運動公園東エリアに関すること</p>	課 室 名	担 当 名	総 務 課	企画調整担当、教育政策担当、ICT教育推進担当、高校再編推進担当	略		<p>(課、室及び担当)</p> <p><b>第二条</b> 本局に、次の表の上欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 室 名</th> <th style="text-align: center;">担 当 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総 務 課</td> <td style="text-align: center;">企画調整担当、教育政策担当、高校再編推進担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p><b>第三条</b> 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇 十五 略</p> <p><u>十六</u> 〇 <u>二十一</u> 略</p> <p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p><b>第十条</b> スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇 八 略</p> <p>九 栃木県体育館、栃木県立県南体育館、<u>栃木県立県北体育館及び栃木県体育館分館</u>に関すること。</p> <p>十 〇 十三 略</p>	課 室 名	担 当 名	総 務 課	企画調整担当、教育政策担当、高校再編推進担当	略	
課 室 名	担 当 名												
総 務 課	企画調整担当、教育政策担当、ICT教育推進担当、高校再編推進担当												
略													
課 室 名	担 当 名												
総 務 課	企画調整担当、教育政策担当、高校再編推進担当												
略													

<p>と。</p> <p>十五・十六 略</p> <p>十七 公益財団法人栃木県スポーツ協会に関する こと。</p> <p>十八 略</p> <p>(管理主事)</p> <p><b>第十九条</b> 義務教育課及び高校教育課に管理主事を 置くことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>十四・十五 略</p> <p>十六 公益財団法人栃木県体育協会 に関する こと。</p> <p>十七 略</p> <p>(管理主事)</p> <p><b>第十九条</b> 教職員課 に関する に管理主事を 置くことができる。</p> <p>2 略</p>
---	--

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**栃木県教育委員会規則第三号**

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

**栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第一号）の  
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第十一条</b> 教員特殊業務手当の額は、業務に従事し た日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務（当該業務 に従事した時数が三以上の場合に限る。） 二 千七百円</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第十一条</b> 教員特殊業務手当の額は、業務に従事し た日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務</p> <p>イ 業務に従事した時数が二又は三の場合 千 八百円</p> <p>ロ 業務に従事した時数が四以上の場合 三千 六百円</p>

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**栃木県教育委員会規則第四号**

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

**義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則**

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

**第一条** 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第十号）の一部を次のよう  
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p>

**第二条** 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員にあつては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第二条第二項から第五項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

一・二 略

三 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第五号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

四 前条に規定する職員のうち、条例第九条の四に規定する定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は第九条の五に規定する産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

**第一条** 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員にあつては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第二条第二項から第五項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

一・二 略

三 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（第六号から第八号までに掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

四 条例第九条の六第一項に規定する職員で特定業務任期付職員教育職給料表(二)の適用を受けるもの その者の属する職務の級に対応する別表第三に掲げる額

五 条例第九条の六第一項に規定する職員で特定業務任期付職員教育職給料表(一)の適用を受けるもの その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額

六 前条に規定する職員のうち、高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する職員で、特定業務任期付職員教育職給料表(一)の適用を受けるもの（次号及び第八号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額

七 前条に規定する職員のうち、条例第九条の四に規定する定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は第九条の五に規定する産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額（特定業務任期付職員教育

に四分の三を乗じて得た額(定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額)

五 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

に四分の二を乗じて得た額(定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額)

職給料表(一)の適用を受ける者にあつては、その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額)に四分の三を乗じて得た額(定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額(特定業務任期付職員教育職給料表(一)の適用を受ける者にあつては、別表第四に掲げる額))

八 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額(特定業務任期付職員教育職給料表(一)の適用を受ける者にあつては、その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額)に四分の二を乗じて得た額(定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額(特定業務任期付職員教育職給料表(一)の適用を受ける者にあつては、別表第四に掲げる額))

別表第三及び別表第四を削る。

(栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第二条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一			別表第一		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
小学校、 中学校及 び義務教 育学校	(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条に定める特別支援学級を担当し、又は同条第三項の規定により派遣され、特別支援教育に直接従事することを本務とする者	—	小学校、 中学校及 び義務教 育学校	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条に定める特別支援学級を担当し、又は同条第三項の規定により派遣され、特別支援教育に直接従事することを本務とする者	—
	(2) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四百四条に定める特別教育課程による教育に直接従事することを本務とする者	—			

略

別表第2  
調整基本額表  
イ～ホ 略

略

別表第2  
調整基本額表  
イ～ホ 略  
ハ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	9,180円
特 2 級	11,500円
3 級	12,200円
4 級	13,100円

ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,911円
特 2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,700円

(教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第三条 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成二年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第四条関係)			別表(第四条関係)		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
	略	略		略	略

<p>(一)給料表 教育職</p>	<p>略</p> <p>職務の級一級の職員(九十五号給以上の号給を受けている職員(期限付採用の職員を除く。))に限る。)</p>	<p>略</p>
<p>(二)給料表 教育職</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

  

<p>(一)給料表 教育職</p>	<p>略</p> <p>職務の級一級の職員(九十五号給以上の号給を受けている職員)に限る。)</p>	<p>略</p>
<p>教育職</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>特定業務任期付職員</p>	<p>職務の級四級の職員</p>	<p>百分の十五</p>
<p>教育職</p>	<p>職務の級三級の職員</p>	<p></p>
<p>(一)給料表</p>	<p>職務の級特二級の職員</p>	<p>百分の十</p>
<p>特定業務任期付職員</p>	<p>職務の級四級の職員</p>	<p>百分の十五</p>
<p>教育職</p>	<p>職務の級三級の職員</p>	<p></p>
<p>(二)給料表</p>	<p>職務の級特二級の職員</p>	<p>百分の十</p>

(栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の特数計算に関する規則の一部改正)

**第四条** 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の特数計算に関する規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号。以下「育児休業条例」という。)第十六条の規定により読み替えられた給与条例第七条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第七条第二項若し</p>	<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号。以下「育児休業条例」という。)第十六条の規定により読み替えられた給与条例第七条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第七条第二項若し</p>

くは第三項又は栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第四十号。次号において「平成二十二年給与条例等改正条例」という。)附則第四条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

三 略

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員一般職の任期付職員の採用等に関する条例第十条第三項の規定により読み替えられた給与条例第七条第三項、第四項、第六項又は第七項

くは第三項若しくは第八条第三項又は栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第四十号。次号において「平成二十二年給与条例等改正条例」という。)附則第四条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

三 略

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八条第四項

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会規則第五号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年栃木県条例第四十一号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、教育職員(条例第二条に規定する単立の義務教育諸学校等の教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第二条から第五条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第二条 栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文部科学省告示第一号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第五条第一項各号に掲げる日(代休日(勤務時間等条例第九条第一項に規定する代休日をいう。))が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数につい

て六月

(委任)

**第三条** この規則に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(高校教育課)